

AOI
Group

会計・税
務・法律編

上海便り 2007年8月号

【情報提供】 【編集 / 提供】

(株) 葵ビジネスコンサルタンツ

東京本部: 横田税務会計事務所

〒143-0022 東京都大田区東馬込 1-12-12 2F

TEL: 03-3775-1220 FAX: 03-3775-1156

URL: <http://www.aoibc.com> E-mail: aoi@aoibc.com

【中国の発票について】

中国で渡されていた発票は「領収書」ではなかった？

日本人は、発票を「領収書」と訳していますが、現実には「領収書・納品書・請求書」と判断していました。ところが、中国の判例では「発票の有無は、【**支払済**】の証拠にならない」となっています。

中国の期末監査で「現金や現金小切手での高額支払は良くないので、振込に変えてください」と多数のCPAからアドバイスを受けていました。その理由がやっと理解できました。

法律的な意見を聞きたいため、中国の律師資格を有し、日本国外事弁護士資格も有している「程 甦」さんへ質問したところ、下記のような回答になりました。

中国において、「発票」というものは必ず支払う証明とはいえません。「発票」の右側の上に、いくつかの支払方式が書いてあります。

例えば、現金、小切手、振込など、もし発票を発行する時、発票の支払で「現金」を選んだ場合、特別な説明がなければ、これは相手側が現金を支払われているので、発票を出した事を意味して、この場合再度支払う必要がありません。

もし発票を発行する時、発票の支払で「振込」を選んだ場合、発票を持っていても、双方が支払の有無について一致しないと、支払証明(法人だと振込用紙等)が必要になります。もし証明が不可能だと再度支払わなければなりません。

詳細は、CPA や税務署等にも必ず確認してください。

(F 記)